

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 事業年度
 法人名
 ()

別表十二(一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌期繰越額の計算		
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
特定株式等の認定	4	第 号	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
当期積立額	5		計(13)+(14)	15	
当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	・	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7		期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
同上の20、30、50又は70/100	8		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金の差引(18)-(17)	18	
取得年度に特定株式帳簿価額を減額した金額	9		貸借対照表の取崩不足額(15)-((5)-(18)-前期の(18))	19	
積立限度額(8)-(9)	10		当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	20	
積立限度超過額(5)-(10)	11		前期末における差額(前期の(19))	21	
			前前分	22	

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合(23)× $\frac{60}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	
から5年を経過したものの翌日					円
から5年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

P50参照

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第1号)	10187	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第2号)	10188	
海外投資等損失準備金 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第3号)	10189	
海外投資等損失準備金 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項」又は「第68条の43第8項」 (同条第1項第4号)	10190	

※ 「第68条の43第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。